

令和8年度愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター  
抄紙機排水処理設備及び実験排水処理設備保守点検業務委託契約書（案）

愛媛県産業技術研究所長（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター抄紙機排水処理設備及び実験排水処理設備の保守点検業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として金\_\_\_\_\_円（内、消費税及び地方消費税の額金\_\_\_\_\_円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条の規定による。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は、担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理（ただし、水質検査、汚泥処理及び活性炭処分を除く。）を他に委託し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（完了報告及び検査）

第8条 乙は、毎回の委託業務が完了したときは、点検報告書を遅滞なく甲に提出し、また、半年毎に業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第9条 委託料は2回に分けて支払うものとし、第1回目は4月～9月の保守点検料として契約額の2分の1を、第2回目は10～3月の保守点検料として契約残額を支払うものとする。なお、1回あたりの支払額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、切り捨てた端数分を合算して初回支払時に支払うこととする。

2 乙は、委託料の支払を受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、書面により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
  - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
  - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
  - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 第13条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

- 3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。
- 5 第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第12条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

本契約において、甲と乙の電子署名がともになされた日が、第3条委託の期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、上記委託期間の開始日から生ずるものとする。

令和8年 月 日

住所 松山市久米窪田町487番地2  
甲 氏名 愛媛県産業技術研究所  
所 長 菊地 敏夫

住所  
乙 氏名

